京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。 平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第139号

京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を改正する規則 京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の右に「, 京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「補助金条例」という。) その他別に定めがあるもののほか」を加え,「第10条」を「第10条第1項」に改め,「補助金」の右に「(以下「補助金」という。)」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「掲げる行為」の右に「(以下「補助行為」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付の対象者は、補助行為に係る建築物等又は物件の所有者、管理者又は占有者で、補助行為を行うものとする。

第4条第1項中「前条に規定する行為」を「補助行為」に、「同条第1号」を「前条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

(交付の申請)

- 第5条 補助金条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助行為に着手しようとする日の14日前の日とする。
- 2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、伝統的建造物 群保存地区補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。
- 3 補助金条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書
- (2) 設計図書
- (3) 現況写真
- (4) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第6条 補助金条例第12条第1項の規定による通知を受けた者は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助行為を中止しようとするときは、補助行為変更・中止承認申請書(第2号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第7条 補助金条例第18条第1項の規定による報告は、補助行為が完了した日から 14日以内に行わなければならない。
- 2 補助金条例第18条第1項に規定する報告書は、実績報告書(第3号様式)とする。
- 3 補助金条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 完了写真
 - (2) 領収書その他の補助行為の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
 - (3) その他別に定める書類

第8条から第11条までを削り、第12条を第9条とする。

第1号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「⑩」を削り、「京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則第5条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に、

にそのウマスウた日日

行為の完了予定年月日 年 月 日

を

Γ

Γ

行為の完了予定年月日						年	月	日
行為に要する費用の額							円	
交	付	申	請	額			円	

に改め、同様式注中「図書又は資料」を「書類」に改める。

第2号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「行為完了届」を「実績報告書」に、「届出者」を「報告者」に改め、「。記名押印又は署名」及び「印」を削り、「京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則第8条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「が完了したので届け出ます」を「の実績を報告します」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第6条関係)

変更補助行為承認申請書中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日								
申請者の住所(法人にあっては、主たる	申請者の氏名(法人にあっては、名称								
事務所の所在地)	及び代表者名)								
	電話 一								
京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則第6条の規定により									
□変更									
の承認を申請します。 □中止									
行為地の所在及び地番									
行 為 の 内 容									
変更の理由及び内容又は中									
止の理由									

注 該当する□には、✔印を記入してください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前にこの規則による改正前の京都市伝統的建造物群保存地区 補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお 従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)